

中退共制度についてのご相談は中退共本部または下記コーナーへ

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
 TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211



**中退共名古屋コーナー**

〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31  
 (千種第3ビル2F)  
 TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

**中退共大阪コーナー**

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13  
 (商工中金阿波座ビル7F)  
 TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

	電話受付時間	窓口受付時間
中退共本部	9:00～17:15	9:00～17:00
コーナー	9:00～17:00	9:00～16:30

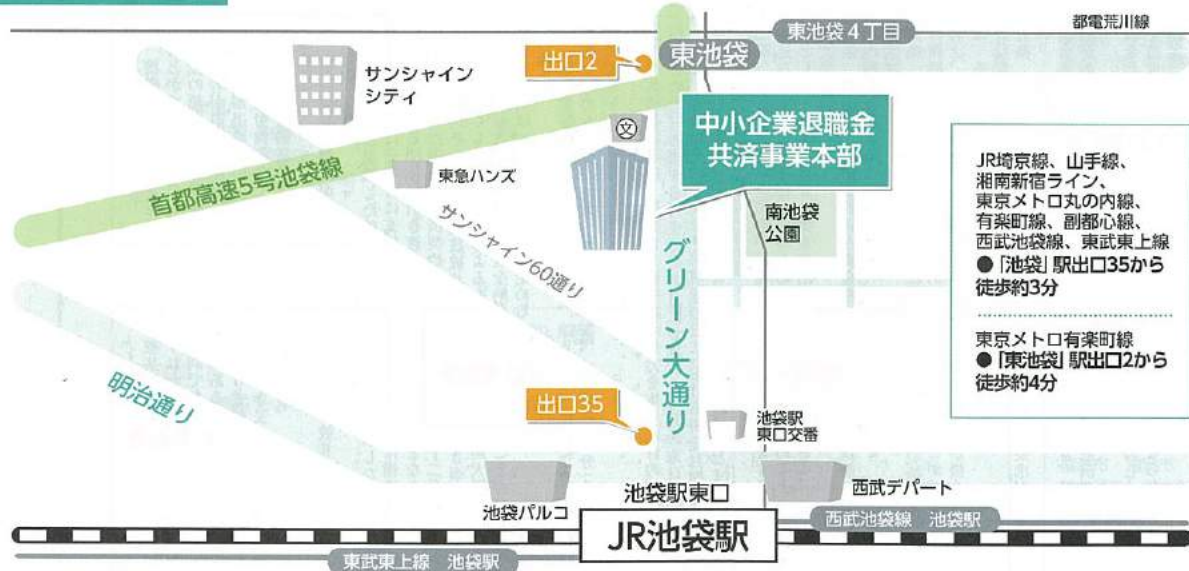
どちらも土日祝日は除く

中退共制度に関する情報はモバイルサイトでもご覧いただけます。  
 QRコードを読み取ってアクセスしてください。⇒



**中退共本部案内図**

駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



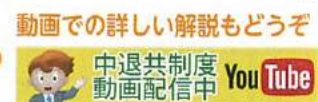
JR埼京線、山手線、  
 湘南新宿ライン、  
 東京メトロ丸の内線、  
 有楽町線、副都心線、  
 西武池袋線、東武東上線  
 ●「池袋」駅出口35から  
 徒歩約3分

東京メトロ有楽町線  
 ●「東池袋」駅出口2から  
 徒歩約4分

ホームページをご覧ください

中退共

さらにわかりやすい!



〒656-0025 兵庫県洲本市本町3丁目3-25  
**洲本商工会議所**  
 TEL 0799-22-2571 FAX 0799-24-1550

詳細版  
(あらし)

よくわかる

# 中退共 中小企業退職金共済制度



従業員の確かな安心のために備えよう。  
**退職金は国の制度を  
 上手に活用!**

新規加入ならなんと1年間最高6万円  
**国が掛金の一部を助成**

管理カンタン、手間いらず  
**納付状況、試算額もお知らせ**  
 過去勤務も転職も通算可能

助かります、魅力の非課税  
**しっかり受けよう、  
 税法上の特典**

ホテルもレジャーもお得に  
**便利な提携施設の  
 割引サービス**



# 中退共制度とは

初めて聞くけど、中小企業退職金共済制度って何？

## 中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済(中退共)制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

中小・零細企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)が運営しています。



うちの会社は中退共制度に加入して30年を超えました。お陰で、定年を迎えた従業員に納得してもらえそうな退職金を支給出来たと思います。

### 退職金は重要です!

## 制度化で 信頼関係を

法律に基づいた制度

中退共制度に加入している事がなよりの安心。頑張れます。



退職後の安定に

安心して働ける職場に

意欲・生産性の向上に

人材の安定確保に

これからも従業員が安心して仕事に従事出来るように積立額を増やしたい。

10人程の会社ですが、中退共制度に加入しているので定年まで働いていこうという気持ちになります。

**安心 確実 有利** な中退共制度への加入者数は、343万人です。

平成29年11月現在



# 制度の特色をしつかり知ろう!

何と言っても国の制度だから安全・安心。

**1 有利な国の掛金助成** → P5  
初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

**2 簡単な管理** → P3  
従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

**3 掛金は非課税**  
掛金(過去勤務掛金を含む)は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。  
(注) 資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

**4 掛金月額の選択** → P5  
掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は加入後いつでも変更できます。

**5 短時間労働者の特典** → P5  
短時間労働者の方には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入助成に上乗せがあります。

**6 掛金の一括納付(前納)** → P9

**7 通算制度でまとまった退職金** → P6

**8 退職金は直接従業員へ** → P8

**9 福利厚生に利用出来る提携サービス**  
加入企業の特典として、中退共本部と提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用できます。従業員の福利厚生に役立ちます。

**10 解散存続厚生年金基金および特定退職金共済(特退共)事業<sup>※</sup>を廃止した団体からの移行** → P9  
※ 商工会議所・商工会などの団体が運営する「特定退職金共済事業」を指します。

### 地方自治体による補助制度

国からの助成のほかに、独自に掛金補助を実施している地方自治体があります。 → P13

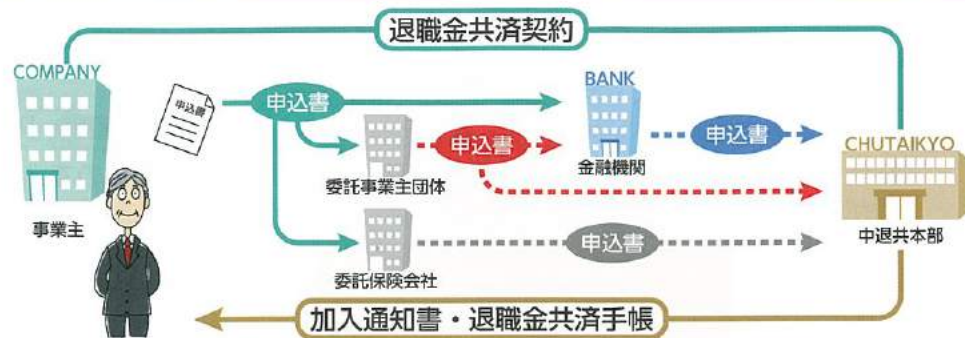


# 制度のしくみ

事業主と中退共本部が契約を結べば、あとは退職者に直接支払い。

## 申込

事業主が雇用する従業員を対象に、中退共本部と「退職金共済契約」を結びます。



- 「新規申込書」を金融機関、委託事業主団体または委託保険会社<sup>※</sup>に提出します。※加入申込先(P4参照)
- 「契約成立日」は、提出先の受付日となります。
- 従業員ごとの「加入通知書」および「退職金共済手帳」(一人につき3枚綴り)を、後日送付します。

## 掛金

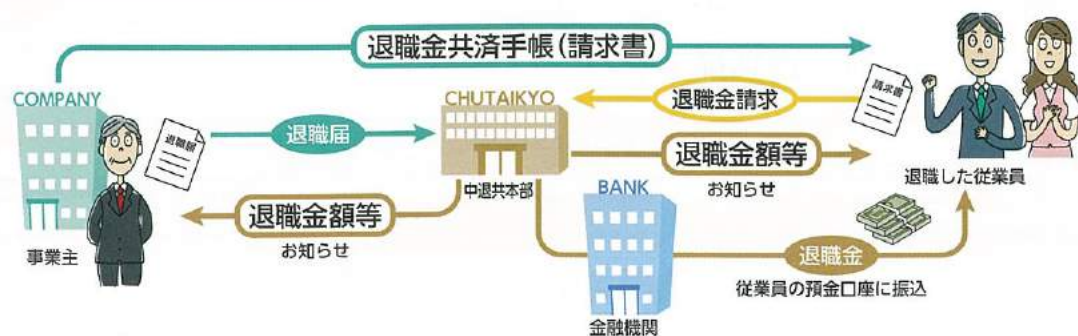
毎月の掛金は全額事業主負担とし、金融機関に納付します。



- 掛金は、従業員ごとの「契約成立日」の属する月分から「退職日」の属する月分までを納付します。
- 毎月の掛金(加入従業員の総額)は、事業主が指定した金融機関の預金口座から、毎月18日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に振り替えますので、その前日までに預金口座にご用意ください。
- 加入従業員ごとの「納付状況」「退職金試算額」を、年1回事業主にお知らせします。

## 退職

退職した従業員の請求に基づき、中退共本部から退職金が直接支払われます。



- 中退共本部は、事業主からの「退職届」により、退職した従業員の掛金振替を中止します。(従業員の「退職日」は、事業主と従業員の雇用契約が終了する日です。)
- 事業主は、退職した従業員に「退職金共済手帳(請求書)」を渡します。
- 退職した従業員は、「請求書」を中退共本部に送付します。中退共本部は、「請求書」に基づいて、退職した従業員の預金口座に退職金を振り込みます。
- 「退職金額」等を事業主および従業員に振り込み前にお知らせします。

## 加入できる企業

加入できる企業は、業種によって異なります。常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種(製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度(DB)、確定拠出年金制度(企業型DC)または特定退職金共済事業に退職金相当額を引き継ぐことができます。

## 加入させる従業員

従業員<sup>※</sup>は原則として全員加入させてください。ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。 ※従業員とは、事業主との間に使用従属関係があり、かつ、賃金の支払いを受けている者をいいます。

- ①期間を定めて雇用される者
- ②季節的業務に雇用される者
- ③試みの雇用期間中の者
- ④短時間労働者
- ⑤休職期間中の者
- ⑥定年などで短期間に退職することが明らかな者

- 事業主および小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。
  - 法人企業の役員は加入できません。ただし役員であっても、使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている場合は加入できます。
  - 当機構が運営する「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」(参考を参照)との企業の上乗せ加入はできませんが、同一の従業員の重複加入はできません。
- ※社会福祉施設職員等退職手当共済法では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

加入申込先▶金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金  
委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・ハイヤー・タクシー協会・社会保険労務士会・中小企業労働者福祉サービスセンター・税理士協同組合・TKC企業共済会 等  
委託保険会社：取扱先は中退共本部へお問い合わせください

関係行政機関▶厚生労働省雇用環境・均等局労働者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

## 参考

当機構には、一般従業員を対象とした中退共制度のほかに、建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度があります。また、従業員の資産形成を支援する勤労者財産形成促進制度もあります。詳しくは各制度のパンフレットをご覧ください。パンフレットのご請求は、下記の当機構各事業本部へお問い合わせください。

【他の事業本部のお問い合わせ先】  
建設業退職金共済事業本部 TEL(03)6731-2866  
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL(03)6731-2887  
林業退職金共済事業本部 TEL(03)6731-2887  
勤労者財産形成事業本部 TEL(03)6731-2935

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済相談室 TEL(050)5541-7171  
URL <http://www.smrj.go.jp/>



# 加入条件

条件を満たしている中小企業であれば加入できます。 ※加入条件は業種により異なります。



# 掛金月額

賃金、勤続年数に応じて掛金を選べます。国の助成で事業主の負担も軽く。

## 掛金月額の選択

掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

掛金月額 (全従業員選択可)			
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円
特例掛金月額 (短時間労働者のみ選択可)			
2,000円	3,000円	4,000円	

掛金月額は変更できます。(P9参照)  
次のどちらかの場合は、減額変更ができます。  
①従業員が同意した場合  
②厚生労働大臣が認定した場合

掛金は全額事業主が負担します。いかなる場合でも、従業員に負担させることはできません。

短時間労働者<sup>※</sup>は、16種類の掛金月額のほかに、3種類の特例掛金月額も選択できます。



短時間労働者を加入させる場合、申込時に「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しが必要です。添付がないと、特例掛金月額への申込みや変更は認められません。  
※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

## 掛金月額の助成

助成期間中は、掛金月額から助成額を控除した額を納付していただけます。

**新規加入助成** (注) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主、解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主および合併等により企業年金との間の資産移換を希望する事業主は、助成の対象になりません。

初めて中退共制度に加入する事業主に対して、加入後4か月目から1年間、国が助成します(図1)。助成期間中は、加入している従業員の掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を助成します。また、短時間労働者の特例掛金月額は、掛金月額の1/2にさらに上乗せして助成します(図2)。

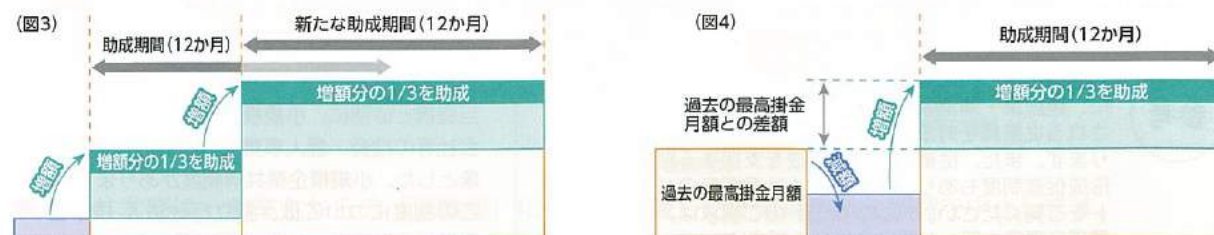


(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

## 月額変更助成

掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国が助成します。18,000円以下の掛金月額を増額変更する場合は、増額分(増額前<sup>※</sup>と増額後の掛金月額の差額)の1/3を国が助成します。20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。なお、月額変更助成期間中に再度、増額変更する場合には、前の「月額変更助成」は中止され、新しい「月額変更助成」が対象となります(図3)。

※増額前の掛金月額とは、過去に納付した最も高かった掛金月額です(図4)。



新規加入助成期間中に増額変更する場合は、「新規加入助成」と「月額変更助成」の両方が対象になります。



同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および「月額変更助成」の対象にはなりません。(P10参照)



# 通算制度

制度をうまく利用すれば、まとまった退職金も受けとれます。

## 過去勤務期間の通算

初めて中退共制度に加入する事業主に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。

- 過去勤務期間** 企業での採用日から中退共制度の「契約成立日」の前日までの継続して雇用された期間(休職期間等は除くことができます。\*)が対象です。1年単位(端数月切り捨て)で、10年を限度とします。
- 過去勤務通算月額** 新規契約申込時の「掛金月額」と同額以下で、前ページの掛金月額の中から従業員ごとに選択できます。短時間労働者に限り、特例掛金月額も選択できます。(注)契約成立後の変更はできません。
- 過去勤務掛金月額**  $\text{過去勤務掛金月額(納付額)} = \text{過去勤務通算月額} \times \text{過去勤務期間に応じた下表の掛金率} + \text{厚生労働大臣の定める率}^{\ast}$

(注)「過去勤務掛金月額」に対する掛金助成はありません。また、「過去勤務掛金月額」は納付終了時まで変更されません。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
納付期間	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月(5年以上は60か月で納付)					
掛金率	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.27	1.49	1.71	1.93	2.16

※③の「過去勤務掛金月額」算定に使用する厚生労働大臣の定める率については、運用収入の状況等により毎年度定められます。また、上記表の掛金率は法令の改正により変更されます。

例 掛金月額6,000円で加入した従業員の加入前の勤務期間が3年11か月の場合

- 過去勤務期間は3年となります。
  - 過去勤務通算月額は6,000円もしくは5,000円となります。(短時間労働者の場合、2,000円、3,000円、4,000円も選択可能です。)
  - 納付期間は36か月(3年)となります。
  - 過去勤務通算月額6,000円を選択した場合、過去勤務掛金月額は  $6,000円 \times \text{掛金率} : \text{過去勤務期間} \text{の掛金率} 1.03 = 6,180円$  となります。
- ◎納付期間内の毎月の納付額は、掛金月額と過去勤務掛金月額を合わせた額となります。



- 小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。
- 特定業種退職金共済制度(P4参考を参照)に加入していた期間は通算できません。
- 納付期間終了前に退職した場合、過去勤務期間の通算はされません。
- 納付月数が11か月以下の場合でも過去勤務掛金の納付額相当は退職金としてお支払いします。
- 解散存続厚生年金基金または特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換する従業員および合併等により企業年金との間の資産移換を希望する従業員は過去勤務期間の通算はできません。

## 転職した場合の通算

退職金は一般にその企業限りのものですが、従業員の転職時にすでに積み立てられていた退職金を引き継ぐことが可能な通算制度があります。

### 中退共制度 ⇄ 中退共制度間の移動

「中退共制度加入企業」を従業員が退職し、退職金の請求をせずに他の企業に転職し、その企業で中退共制度に加入した場合、次の要件を満たしていれば、前の企業での掛金納付実績をそのまま新しい企業の契約に通算することができます。

- 要件**
- ①前の企業での掛金が12か月以上納付されていること(12か月未満であっても退職した事由を厚生労働大臣が認定したとき)
  - ②前の企業を退職してから3年以内に申し出ること

### 中退共制度 ⇄ 特定業種退職金共済制度間の移動

同一企業内で職種変更等に伴って、中退共制度と特定業種退職金共済制度(P4参考を参照)間を移動した場合、通算することができます。また、「中退共制度加入企業」と「特定業種退職金共済制度加入企業」間を転職した従業員が、退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、各退職金制度を通算することができます。

- 要件**
- ①前の企業を退職してから3年以内に申し出ること
  - ②退職した事由が本人の都合によるものでないと厚生労働大臣が認定したとき

### 中退共制度 ⇄ 特定退職金共済事業間の移動

「中退共制度加入企業」と「特定退職金共済事業加入企業」間を転職した従業員が、退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、中退共本部と特定退職金共済実施団体との間で、退職金相当額の引渡しおよび受入れを行うことができます。

- 要件**
- ①中退共本部と特定退職金共済実施団体との間に退職金引渡契約を結んでいること
  - ②前の企業を退職してから3年以内に申し出ること





# 主な手続きの方法

手続きカンタン。

## 加入の手続き

- 初めて中退共制度に加入申込みする場合は、「新規申込書」に必要事項を記入・押印し、「加入に際してのご確認」に同意のうえ署名をします。
- 過去勤務期間通算制度を利用する場合は、「通算申出欄」に記入してください。後日「通算申出確認書」をお送りします。
- 掛金を納付する金融機関で、「新規申込書」とセットになっている「預金口座振替依頼書(届出書)」に預金口座の確認印を受けてください。毎月の掛金は「当月振替」と「翌月振替」があります。  
【例】4月分の掛金：「当月振替」→4月18日振替／「翌月振替」→5月18日振替
- 「新規申込書」を金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出してください。加入後、従業員を採用した場合など新たに従業員を加入させる場合は、「追加申込書」を加入申込先(P4参照)に提出してください。  
※「新規申込書」は中退共本部、金融機関または委託事業主団体等にご請求ください。



- 短時間労働者を加入させる場合、「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しを添えてください。
- 中退共制度に加入申込みする際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合「中小企業者であることの証明」が必要ですので、商工会議所・商工会・県の出先機関等にご相談ください。  
◎一般業種(製造業・建設業等)は250人 ◎卸売業・サービス業は90人 ◎小売業は40人  
なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金の額または出資の総額が中小企業者の範囲内であれば、「現在事項一部証明書(登記簿抄本)」を添付することで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- 事業主と生計を一にする同居の親族を加入させる場合については、P10「同居の親族を雇用する事業所の加入について」を参照してください。
- 平成26年4月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度へ移行の申出ができることとなりました。これに伴い、新規加入申込時に平成26年4月1日時点での存続厚生年金基金加入の有無等を確認させていただきます。
- 平成28年4月以後に特定退職金共済事業を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。
- 平成30年5月1日以後に中退共実施事業所と企業年金(DBまたは企業型DC)実施事業所が合併等を行い、その後も引き続き中小企業者である場合は、中退共制度と企業年金制度との間で資産移換ができます。
- 申込書提出時に、当該申込書の記載事項等を証明する書類の提出を求められる場合があります。



注意

## 掛金の月額変更・前納の申出

- 掛金は従業員ごとに変更できます。変更の際は、「月額変更申込書」を変更したい月分の前月15日までに提出してください。(前納した月分の掛金月額を変更することはできません。)  
【例】4月分からの月額変更→3月15日までに提出
- 掛金は12か月分を限度に前納(一括納付)できます。前納の際は、「掛金前納申出書」を前納したい月の前月25日までに提出してください。  
【例】4月分からの前納→3月25日までに提出  
※ただし、過去勤務期間分のみの一括納付はできません。

## 退職金の請求方法

- 事業主は従業員が退職することが決まりましたら、「被共済者退職届」に必要事項を記入・押印のうえ、中退共本部に送付してください。退職する従業員の掛金振替を中止します。(退職日の属する月分まで振替)
- 「退職金請求書」の事業主記入欄に記入・押印し、従業員に渡してください。
- 退職した従業員は、「退職金請求書」の従業員記入欄に記入・押印し、退職金の受取金融機関で預金口座の確認印を受けてください。
- その後、本人確認および住所確認並びにマイナンバー制度番号確認の書類として「住民票(マイナンバー入り)」を添えて、中退共本部へ送付してください。

- 在職中に、中退共本部および事業主から退職金共済契約を解除する場合、従業員に解約手当金が支払われず。税法上、解約手当金は「一時所得」となり、課税の対象となる場合があります。
- 解約手当金の計算方法は退職金と同様ですが、掛金助成を受けている場合、掛金助成相当額または解約手当金額の100分の30のいずれか少ない額が減額されます。
- 事業主と生計を一にする同居の親族が退職する場合については、P10「同居の親族を雇用する事業所の加入について」を参照してください。



注意

## 同居の親族を雇用する事業所の加入について

(「同居の親族」とは、事業主と生計を一にする同居の親族です。)

### A 同居の親族のみを雇用する事業所

### B 同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業所《混在事業所》

#### 同居の親族の加入条件

- ① 小規模企業共済制度に加入していない方
- ② 加入する際に以下の書類を提出できる方
  - 申込み従業員についての確認書(チェックシート)
  - 労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)
  - 賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳、経費帳または所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)

同居の親族以外の従業員は必要ありません

#### 新規加入助成および月額変更助成

掛金助成の対象となりません

掛金助成の対象となります

個々の被共済者が同居の親族であるかどうかについて変更があった場合や、事業所の雇用実態が同居の親族のみか A そうでないか B という状態に変更があった場合には届出が必要となります。  
※ 定期的に使用従属関係を確認できる書類の提出が必要です

#### 退職時に必要な書類

- ① 被共済者退職届
  - ② 同居親族に係る確認書(チェックシート)
  - ③ 労働条件確認書
  - ④ 賃金の支払いがあったことを確認できる書類(賃金台帳、経費帳または所得税源泉徴収簿のいずれかの写し)
- ※ ②～④は同居の親族以外の被共済者は必要ありません

A の同居の親族が退職する場合には、上記《退職時に必要な書類》以外に「退職事由証明書」の提出が必要です。



注意

- 同居の親族を雇用する事業所か否かは、中退共制度への加入状況ではなく事業所の雇用実態となります。
- 「チェックシート」は、加入時用(小規模企業共済の契約者でないことおよび使用従属関係があることの確認書)と加入中・退職時用(使用従属関係があったことの確認書)の2種類となっています。
- 加入時、または掛金月額を増額変更する月において混在事業所 B の場合は、新規加入助成および月額変更助成の対象となりますが、A の場合はどちらも対象となりません。また、A が新規加入～15か月目の間に同居の親族以外の従業員を雇用した場合でも、新規加入助成は受けられません。助成を受けている混在事業所 B が、助成期間中に A となった場合には、その助成は打ち切りとなります。
- A における被共済者が退職される場合は、上記《退職時に必要な書類》以外に「転職又は傷病、高齢、その他これらに準ずる事由」により退職するものであることを証する「退職事由証明書」の添付も必要です。なお、これらの事由以外の場合は、退職金として支払うことはできません。
- A を退職した被共済者は、原則として、再度、同一の事業所において同居の親族として中退共制度に加入することはできません。



# 同居の親族の加入

家族従業員でも加入できます。



# 掛金月額を決め方

賃金や役職を基準にして掛金月額を決める方法、定年や勤続年数等を基準にして退職金額を決め、掛金月額を逆算する方法が考えられます。

## 例) 賃金を基準にした方法

賃金の5%程度を掛金月額とした場合

賃金	掛金月額
16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

退職金額の決め方は



賃金  
勤続年数  
を基準にするのが一般的

## 例) 勤続年数を基準にした方法

勤続35年で退職金1,000万円とした場合

勤続年数	掛金月額
2年未満	5,000円
2～5年未満	8,000円
5～10年未満	12,000円
10～15年未満	18,000円
15～20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

## 例) 役職を基準にした方法

役職により掛金月額を決める場合

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

## 例) 定額方法

勤続35年で退職金1,000万円とした場合、掛金月額は20,000円となります。

## モデル退職金

東京都における退職一時金のモデルです。

勤続年数ごとに、自己都合退職と会社都合退職の場合の退職金額を載せています。

《参考》東京都モデル退職金(退職一時金のみ)

高校卒(18歳入社)				高専・短大卒(20歳入社)				大学卒(22歳入社)			
勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職
1年	19歳	62,000円	101,000円	1年	21歳	57,000円	94,000円	1年	23歳	71,000円	118,000円
3年	21歳	159,000円	238,000円	3年	23歳	172,000円	242,000円	3年	25歳	228,000円	334,000円
5年	23歳	311,000円	440,000円	5年	25歳	343,000円	458,000円	5年	27歳	427,000円	575,000円
10年	28歳	897,000円	1,166,000円	10年	30歳	934,000円	1,174,000円	10年	32歳	1,102,000円	1,410,000円
15年	33歳	1,714,000円	2,168,000円	15年	35歳	1,804,000円	2,178,000円	15年	37歳	2,144,000円	2,591,000円
20年	38歳	2,904,000円	3,452,000円	20年	40歳	3,065,000円	3,524,000円	20年	42歳	3,625,000円	4,172,000円
25年	43歳	4,326,000円	5,014,000円	25年	45歳	4,543,000円	5,026,000円	25年	47歳	5,318,000円	5,850,000円
30年	48歳	6,038,000円	6,818,000円	30年	50歳	6,224,000円	6,785,000円	30年	52歳	6,973,000円	7,691,000円
37年	55歳	8,272,000円	9,135,000円	35年	55歳	7,873,000円	8,446,000円	33年	55歳	8,186,000円	8,927,000円
定年	-	10,416,000円	-	定年	-	9,658,000円	-	定年	-	10,164,000円	-

参考資料：東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(平成28年版) <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

## 退職金規程(例) 中退共制度だけで実施する場合

- 第1条 従業員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 2 前項の退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
- 第2条 新たに雇入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共本部と退職金共済契約を締結する。
- 第3条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共本部の掛金納付を停止する。
- 第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。
- 第6条 従業員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。
- 第7条 退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、中退共本部から支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。
- 《附則》
- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を中退共本部に行うものとする。

別表(例)/賃金を基準

賃金	掛金月額
～16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

別表(例)/役職を基準

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

## 退職金規程(例) 退職金額を定めて実施する場合

- 第1条 従業員が1年以上勤務して退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 第2条 退職金は、従業員の退職時の基本給月額に、別に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。
- 第3条 会社都合(業務上の傷病を含む)又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって算出した額の3割以内を増額支給する。
- 第4条 この規程による退職金の支給を確実にするために、会社は、従業員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)と退職金共済契約を締結する。
- 第5条 新たに雇入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共本部と退職金共済契約を締結する。
- 第6条 退職金共済契約の掛金月額は、別に定めるとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第7条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共本部の掛金納付を停止する。
- 第8条 中退共本部から支給される退職金の額が第2条および第3条の規定によって算出された額より少ないときは、その差額を会社が直接支給し、中退共本部から支給される額が多いときは、その額を退職金の額とする。
- 第9条 従業員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、退職金を減額することができる。この場合、中退共本部から支給される退職金については、その減額を申し出ることがある。
- 第10条 第2条および第3条の勤続年数の計算は、雇入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年とする。
- 2 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6か月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。
- 第11条 中退共本部から支給される退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 3 第8条の規定により、差額を会社が支給する場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく本人又はその遺族にその差額を支給する。
- 第12条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。
- 《附則》
- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を中退共本部に行うものとする。



退職金規程  
規程をしっかりと作り信頼ある企業に。



# 中小企業退職金共済法

法律によって定められた安心の制度です。

## 中小企業退職金共済法(抜粋)

**第一条** この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その提出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

**第二条** この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主(国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。)をいう。

- 一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主(次号から第四号までに掲げる業種に属する事業主として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの)
- 二 卸売業に属する事業主たる事業主として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
- 三 小売業に属する事業主たる事業主として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
- 四 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人労働者退職金共済機構(第五十六条及び第五十七条を除く。以下「機構」という。)に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員に退職金共済契約について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

**第三条** 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

**第四条** 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

**第五条** 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

**第六条** 退職金共済契約は、機構がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

**第七条** 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

**第八条** 機構又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

**第九条** 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 共済契約者が厚生労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき
- 二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき
- 三 共済契約者が他の不正の行為によつて退職金又は解約手当金(以下「退職金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたとき
- 四 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

**第十条** 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

- 一 被共済者の同意を得たとき
- 二 掛金の納付を継続することが著しく困難であるとして厚生労働大臣が認めるとき
- 三 退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる

**第十一条** 機構は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

**第十二条** 機構は、共済契約者から掛金月額の減少の申込みについては、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

**第十三条** 機構は、被共済者が退職したときは、その遺族に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数以下「掛金納付月数」という。)が十二月に満たないときは、この限りでない。

**第十四条** 共済契約者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従ひ厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

**第十五条** 退職金は、一時金として支給する。

**第十六条** 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

**第十七条** 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

**第十八条** 被共済者が退職した日以後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者当該請求をしたときは、その者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により前項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるときは、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないとして、厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、必要な退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第十九条** 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被共済者の同意を得たときは、この限りでない。

**第二十条** 退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分その例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。

**第二十一条** 退職金共済契約は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月か被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(退職の日又は退職金共済契約の解除の日)の属する月にあつては、その退職の日又はその解除の日における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金に充てられ、翌々月末日までに納付しなければならない。

**第二十二条** 機構は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九條第一項の掛金月額の増加の申込みをすることを促進するため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができる。

**第二十三条** 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

**第二十四条** 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十二條第一項の納付期限を延長することができる。

**第二十五条** 機構は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

**第二十六条** 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

**第二十七条** 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

**第二十八条** 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

**第二十九条** 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

**第三十条** 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

地方自治体独自で中退共制度の掛金補助を行っている場合、中退共本部では「掛金助成自治体」と呼んでいます。補助制度の対象となる条件、補助金額、交付期間等については自治体または実施団体により異なりますので、実施先の担当までお問い合わせください。

平成30年3月現在 279地域  
(2県・2区・190市・69町・15村・1地区)

(注)※印は共済会・互助会等が取り扱っています。  
その補助対象者は、小金井市(東京都)を除き会員に限ります。

(注)最新の掛金助成自治体情報一覧については  
中退共ホームページ(リンク集)をご覧ください。

- 近畿**
- 滋賀県(7)**  
大津市・長浜市・近江八幡市  
守山市・栗東市・野洲市  
東近江市
- 大阪府(8)**  
泉南市・岸和田市・泉大津市  
貝塚市・泉佐野市・和泉市  
高石市・忠岡町
- 兵庫県(3)**  
西脇市・加西市・丹波市
- 奈良県(1)**  
下北山村(林業事業主のみ)
- 和歌山県(1)**  
有田川町  
(林業事業主のみ)

- 中国**
- 山口県(17)**  
下関市・宇部市・山口市・萩市  
防府市・下松市・岩国市・光市  
長門市・柳井市・美祿市  
周南市・山陽小野田市・和木町  
平生町・田布施町・阿武町

- 九州・沖縄**
- 福岡県(3)**  
豊前市・上毛町・築上町\*
- 長崎県(2)**  
五島市  
(まき網漁業事業主のみ)  
新上五島町
- 大分県(3)**  
中津市・豊後高田市・宇佐市\*
- 宮崎県(11)**  
宮崎市・都城市・小林市  
日向市・西都市・三股町  
高千穂町・日之影町\*  
五ヶ瀬町・国富町・綾町
- 鹿児島県(3)**  
鹿児島市・奄美市・薩摩川内市
- 沖縄県(2)**  
宜野湾市・沖縄市

- 北陸・甲信越**
- 富山県(12)**  
富山市・高岡市・魚津市・氷見市  
滑川市・砺波市・小矢部市  
南砺市・射水市・上市町  
立山町・入善町
- 石川県(4)**  
小松市・輪島市・加賀市・白山市
- 福井県(4)**  
福井市・大野市・越前町  
美浜町

- 長野県(38)**  
長野市・松本市・上田市  
飯田市・諏訪市・須坂市  
伊那市・中野市  
飯山市・茅野市・塩尻市  
佐久市・千曲市  
東御市・小海町  
軽井沢町・御代田町  
立科町・下諏訪町  
辰野町・箕輪町  
阿南町・坂城町  
小布施町・山ノ内町・飯綱町  
宮田村・南箕輪村  
中川村・下條村・泰阜村  
木祖村・麻績村・山形村  
朝日村・高山村・木島平村  
栄村

- 北海道・東北**
- 北海道(11)**  
士別市・名寄市・枝幸町・共和町  
士幌町・音更町・広尾町・大樹町  
滝上町・美深町・幕別町
- 岩手県(10)**  
釜石市・大船渡市・花巻市  
久慈市・遠野市・陸前高田市  
紫波町・矢巾町・岩泉町  
一戸町
- 秋田県(1)**  
井川町
- 福島県(1)**  
福島市\*(林業事業主のみ)

- 関東**
- 茨城県(4)**  
水戸市・土浦市・常総市・牛久市
- 栃木県(7)**  
宇都宮市・足利市・佐野市  
小山市・那須塩原市  
那須町・鹿沼市
- 群馬県(18)**  
群馬県(林業事業主のみ)  
前橋市・高崎市・伊勢崎市  
太田市・館林市・沼田市・富岡市  
藤岡市・渋川市・安中市  
みどり市・中之条町  
長野原町・玉村町・大泉町  
邑楽町・嬬恋村
- 埼玉県(19)**  
川越市・熊谷市・秩父市  
所沢市・加須市・春日部市  
狭山市・本庄市・深谷市  
蕨市・戸田市・志木市・八潮市  
富士見市・三郷市・ふじみ野市  
越生町・ときがわ町・横瀬町
- 千葉県(16)**  
市川市・木更津市・松戸市  
野田市・佐倉市・成田市  
東金市・習志野市  
市原市・我孫子市  
鎌ヶ谷市・君津市  
富津市・洲安市  
袖ヶ浦市・白井市
- 東京都(11)**  
荒川区・葛飾区  
八王子市・武蔵野市\*  
青梅市・府中市・西東京市  
小金井市・日野市\*  
国分寺市・多摩市\*
- 神奈川県(22)**  
平塚市・鎌倉市  
相模原市・秦野市・三浦市  
厚木市・大和市・伊勢原市  
海老名市・座間市・南足柄市  
綾瀬市・寒川町・大磯町  
二宮町・中井町・大井町  
松田町・開成町・箱根町  
湯河原町・愛川町

- 四国**
- 愛媛県(2)**  
新居浜市・西条市
- 東海**
- 岐阜県(5)**  
瑞浪市・美濃加茂市  
土岐市・東白川村・養老町\*
- 静岡県(15)**  
富士宮市・磐田市・焼津市\*  
富士市・藤枝市・御殿場市\*  
袋井市・裾野市・浜西市\*  
静岡市・浜松市・長泉町\*  
小山町・森町\*  
浜松市天竜区(林業事業主のみ)
- 愛知県(16)**  
田原市・一宮市・瀬戸市  
春日井市・豊川市・碧南市  
刈谷市・蒲郡市  
江南市・小牧市・稲沢市  
東海市・尾張旭市・高浜市  
岩倉市・みよし市
- 三重県(2)**  
鈴鹿市・伊勢市



# 掛金助成自治体による補助制度

あなたの街のサポーターは?